五　次に掲げる工事の施工の技術上の管理に関する実務
イ　建築一式工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）別表第一に掲げる建築一式工事をいう。）
ロ　大工工事（建設業法別表第一に掲げる大工工事をいう。）
ハ　建築設備（建築基準法第二条第三号に規定する建築設備をいう。）の設置工事
六　建築基準法第十八条の三第一項に規定する確認審査等に関する実務
七　前各号の実務に準ずるものとして国土交通大臣が定める実務
2　第一項各号に掲げる実務の経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。
3　第一項各号に掲げる実務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。

（心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者）

第一条の三　（略）

（治療等の考慮）

第一条の四　（略）

（免許の申請）

第一条の五　法第四条第一項の規定により一級建築士の免許を受けようとする者は、第一号書式による免許申請書に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第十五条第一項の規定により同項第一号に掲げる書類を国土交通大臣に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を中央指定試験機関に提出した場合で、当該書類に記載された内容と第一号書式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号に掲げる書類を添えることを要しない。

一　本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
二　国土交通大臣又は中央指定試験機関が交付した一級建築士試験に合格したことを証する書類
三　次のイからニまでのいずれかに掲げる書類
イ　法第四条第二項第一号、第二号又は第三号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書
ロ　法第四条第二項第四号に該当する者にあつては、二級建築士であつた期間を証する都道府県知事の証明書
ハ　国土交通大臣が別に定める法第四条第二項第五号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類
ニ　法第四条第二項第五号に該当する者のうち、ハに掲げる者以外の者にあつては、法第四条第二項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類
四　第一号の二書式による実務の経験を記載した書類（以下この号において「実務経歴書」という。）及び第一号の三書式による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類

（心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者）

第一条の二　（略）

（治療等の考慮）

第一条の三　（略）

（免許の申請）

第一条の四　法第四条第一項又は第三項の規定により一級建築士の免許を受けようとする者は、第一号書式による免許申請書に、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）